

入林制限について

- 国有林野事業実行箇所（**区域赤色**）については、事故防止の観点から全ての方の入林を制限しています。ただし、入林手続きを行う場合、事業に支障の無い時はその限りではありません。
- 鳥獣捕獲・狩猟等（**区域青色**）については、狩猟及び有害鳥獣駆除を目的とした立入を制限しています。
- その他の事由（**区域黄色**）については、全ての方の入林を制限しています。
- 国有林境（境界付近）については、境界確認のために入林している場合がありますので、ご注意下さい。

国有林野事業実行にかかる
立入制限区域鳥獣捕獲・狩猟等にかかる
立入制限区域その他の事由にかかる
立入制限区域

令和7年度 立入制限区域図（令和7年4月）

